

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る 月次支援金」の申請受付開始について（情報提供）

2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする「月次支援金」の申請受付が本日6月16日から始まります。

申請方法は、①専用WEBページでアカウントを申請・登録（申請ID発番）し、②原則として、「登録確認機関」による事前確認を受けたあと、③専用WEBページからお申し込みください。

なお、「京都府緊急事態措置協力金」の支給対象となっている事業者は、この「月次支援金」との重複受給はできませんのでご注意ください。

《月次支援金の概要》

1 給付額

2019年又は2020年の基準月の売上 — 2021年の対象月の売上

○上限額：中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月

○対象月：対象措置が実施された月のうち、2019年又は2020年の同月比で、
売上が50%以上減少した2021年の月

○基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月

2 事前確認の登録確認機関

必要書類を準備し、事前予約のうえ確認を受けてください。

京丹後市内の機関はこちら。 [京丹後市の事前登録確認機関](#)



3 申請期間

4月・5月分：6月16日～8月15日まで 6月分：7月1日～8月31日まで

4 その他

詳細は、下記の専用WEBサイトをご覧ください。

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>



《問い合わせ先》

月次支援金事業 コールセンター TEL:0120-211-240 又は 03-6629-0479（8時30分から19時）



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

6月16日現在の登録者数は130名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp